第 4 次瀬戸内市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)【概要版】

計画の目的及び位置付け

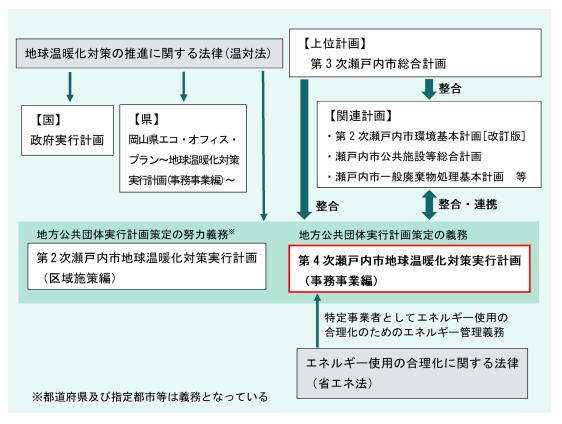
■計画の目的

- ・本市では、2023 年度(令和 5 年度)で前計画(第 3 次計画)の計画期間が終了すること から、「瀬戸内市(第 4 次)地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定する。
- ・本市が実施する事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

■計画の位置付け

- ・本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第2 | 条第 | 項に基づき、市の温室効果ガス排出抑制を掲げる地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定する。
- ・本計画は、瀬戸内市の最上位計画である「第 3 次瀬戸内市総合計画」及び、その他関連する個別計画との整合・連携を図るものとする。

【計画の位置づけ】



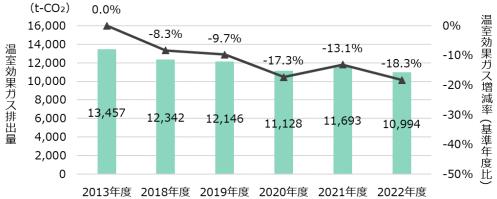
計画の基本的事項

計画期間	2024 年度(令和 6 年度)~2030 年度(令和 12 年度)の 7 年間
基準年度	2013 年度
対象ガス	CO₂(二酸化炭素)
対象施設	市が管理する事務及び事業(指定管理施設を含む)

温室効果ガス排出の状況

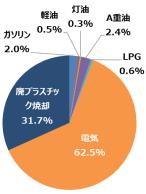
■温室効果ガス排出量の推移

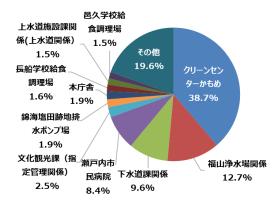
- ・本市の温室効果ガス排出量は減少傾向で推移している。
- ・2022 年度の温室効果ガス排出量は 10,994t-CO₂で、2013 年度比で 18.3%減少して いる。 (1.60) 1.30 (1.60) 1.



■2022 年度の温室効果ガス排出状況

- ・項目別排出構成では、電気が 62.5%、廃プラスチック焼却が 31.7%となっており、全体の 9割以上を占めている。
- ・施設別排出構成ではクリーンセンターかもめが 38.7%と最も多く、全体の約 4 割を占めている。 灯油





温室効果ガス削減目標

■削減目標の考え方

区分	削減要因	削減量算定の考え方
公共施設	延床面積縮減による削減	施設の解体や統廃合が見込まれる場合、実績値より
電気・燃		削減量を算出
料使用量	省エネ設備導入による削減	省エネ法努力義務の準用(年 %削減)により算出
廃棄物	一般廃棄物処理計画によ	瀬戸内市一般廃棄物処理基本計画(平成 29 年 12 月
	る削減	(令和5年3月一部見直し))の2026年の焼却量推計
		結果に 2018~2022 年の平均廃プラ率を乗じて算出
電力排出	脱炭素先行地域の取組に	2030 年度までに調達する電力の 100%を再エネ電
係数	よる削減	カとすることで、電力使用による排出量を 0 とする

※本市の地球温暖化対策や国の関連施策を考慮した場合に予測される 2030 年度温室効果ガス削減効果を推計し、削減効果の合計値を削減目標値として設定する。

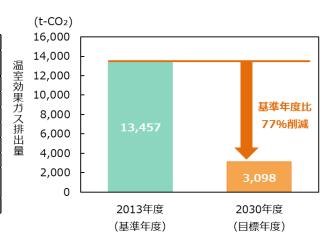
■温室効果ガス削減目標

瀬戸内市の温室効果ガスを

2030 年度までに 2013 年度比で 77% 削減することを目指します

【温室効果ガス排出量の将来推計結果】

項目		単位	2013年度 (基準年度)	2030年度(目標年度)		
				排出量	基準年度 比增減量	基準年度 比增減率
燃料	ガソリン	t-C0 2	167.7	214. 7	47. 1	28. 1%
	軽油		76. 3	53. 8	-22. 5	-29.4%
	灯油		156. 1	26. 3	-129.7	-83. 1%
	A重油		554. 3	240. 1	-314. 3	-56. 7%
	LPG		115. 2	57. 9	-57. 2	-49. 7%
	電気		9, 387. 0	0.0	-9, 387. 0	-100.0%
廃プラス チック焼却			3, 000. 9	2, 505. 3	-495. 6	-16.5%
合計			13, 457. 4	3, 098. 2	-10, 359. 2	-77. 0%



取組の方針

■取組方針

― オール瀬戸内による率先的な取組 ―

瀬戸内市では、職員一人ひとりが瀬戸内市の市民、事業者の模範となる意識を持ち、職員が一丸となり率先して温室効果ガス排出量の削減に取組む。

■目指すべき姿

- ・第 4 次実行計画を推進するにあたり、職員一人ひとりの環境への意識を向上させ、取組を 推進することが重要である。
- ・本計画では、職員の目指すべき姿として、①学習する、②行動する、③共有する を掲げ、 環境への意識向上を目指す。

目指すべき姿

- ①学習する
 - 環境に関する取組や地球環境等について の知識を身につける
- ②行動する

環境に関して得られた知識を、日常業務 における様々な視点から、行動に移す

③共有する

環境に関する知識・行動を職場全体で 共有する



取組体系

本市は、これまでの地球温暖化対策や環境保全への取組状況を踏まえ、2030 年度の温室 効果ガス排出量削減目標を達成するため、以下の基本方針・取組内容を進めるものとする。

【基本方針及び取組内容】

基本方針	取組内容		
①再生可能エネルギーの最大	(1)太陽光発電の最大限の導入		
限の活用に向けた取組	(2)蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用		
アスプルカル 一円 リアス 収組	(3)地域新電力による再生可能エネルギー100%普及の実現		
②建築物の建築、管理等に係	(1)建築物における省エネルギー対策の徹底		
る取組	(2)建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施		
	(1)電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブ		
	リッド自動車、ハイブリッド自動車)の導入		
	(2)LED 照明の導入		
③財やサービスの購入・使用	(3)省エネルギー型機器の導入		
に当たっての取組	(4)自動車利用の抑制等		
	(5)節水の推進		
	(6)リユース・リサイクル製品等の率先調達		
	(7)用紙類の使用量削減、再生紙の使用		
小この仏の声及声器に火ナ	(I)廃棄物の 5R の推進		
④その他の事務事業に当たっ	(2)公共施設における木材利用や緑化の推進		
ての取組	(3)イベント実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減		
	(1)ワークライフバランスの確保		
⑤ワークライフバランスの確	(2)職員に対する情報提供等		
保・研修の推進	(3)職員への脱炭素ライフスタイルの推奨		

実行計画の推進

■進行管理

・本計画は、PDCA サイクル により計画の進行を管理す る。

■進捗状況の公表

- ・年度毎の実行計画の運用状 況等について、広報誌及び ホームページを通じて市民 に公表を行う。
- ・本市の取組を広くアピール し、瀬戸内市全体の環境意 識の向上及び温暖化対策の 推進を図る。

■推進体制

